

1 品名及び数量	自動車 1台 (コンパクトカー) 新品の自動車で、令和6年式 (製造) であり、昭和26年運輸省令67号 (以降の改正分を含む。) 「道路運送車両の保安基準」に適合するものであること。	
2 種別 (車検証の表記)	(1) 自動車の種別 (2) 用途 (3) 自家用・事業用の別 (4) 車体の形状	乗用自動車 乗用 (主に一般道路走行用に使用する。) 自家用 箱型又はステーションワゴン
3 契約の形態及び期間	賃貸借契約 令和6年9月2日から令和11年8月31日まで (走行距離 約14, 000Km/年)	
4 環境対策	令和5年度環境物品等調達方針で定める基準を満たしていること。	
5 構造	(1) ドアの数 (2) 総排気量 (3) 使用燃料 (4) 駆動方式 (5) 幅等 (6) トランスミッション (7) ABS (8) 乗車定員 (9) ボディーカラー (10) 寒冷地対策	5ドア 1, 200cc~1, 500cc以下 無鉛レギュラーガソリン 4輪駆動方式 全長4300mm×全幅1700mm×全高1700mm以内 オートマチック (CVTミッション可) 装備 5人以上 白色系又はシルバー系 寒冷地仕様車
6 装備等	(1) エアコン (2) エアバックシステム (運転席・助手席) (3) パワーステアリング (4) 電動ドアミラー (5) パワーウィンドウ (運転席) (6) AM電子同調ラジオ (7) 熱線 (リアデフォグガー) (8) リアワイパー (9) 時計 (オーディオ等で表示される場合は装備とみなす) (10) 集中ドアロック (11) スペアタイヤ (応急用タイヤ又はスプレー式パンク修理剤又はパンク応急処理キット可) (12) 標準工具	
7 付属品等	(1) フロアマット (防水、全席分) (2) 夏用タイヤ・ホイールセット (4本分) 及び夏用ワイパーブレード(フロント2本、リヤワイパー1本) (3) スタッドレスタイヤ・ホイールセット (4本分) 及びスノーワイパーブレード(フロント2本、リヤワイパー1本) (注) ① (1) (2) (3) いずれも新品とし、組替料及びバランス調整を含む ②交換時期及び回数 ・夏用：令和9年春季1回 ・冬用：令和6年及び令和9年秋季の2回 ただし、破損等によって中途交換した場合の交換時期については、別途協議することとし、 この場合にあっても、契約期間中の交換回数は上記を上限とする。 (4) ブレーキオイル交換(車検時) (5) エンジンオイル交換 (半年毎) (6) オイルエレメント交換 (毎年)	
8 車検・整備等	(1) 新車登録 (2) 車検 (3) 法定点検 (12ヶ月) (4) タイヤ交換	新車登録に係る手続き 3年目の1回分 (自賠責保険料及び自動車重量税を含む。) 1年目、2年目及び4年目の3回分 令和6年秋期及び令和7年から令和10年までの毎年春秋期、令和11年春期に行う。
9 使用するものの住所	北海道立江差高等看護学院 北海道檜山郡江差町字伏木戸町483番地	
10 その他	(1) 車検証の初期登録年月と登録年月日と同じ月日であり、かつ契約開始の年月の登録であること。 (2) リサイクル料金は車検証上の所有者が負担すること。 (3) 令和9年実施予定の継続検査後の車検証の「車検期間の満了する日」は契約満了日以降のひとすること。	

<参考>令和5年環境物品調達方針（抜粋）

乗用車にあつては、電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考12に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。

備考12 乗用車に係る燃費基準値（WLTCモード燃費値）の算定方法は、次式による。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第1位未満を四捨五入）

M：車両重量（kg）

α ：燃費基準達成率であつて0.6

β ：燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74

表1 ガソリン自動車に係る排出ガス基準

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

表2 ガソリン乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値
	ガソリン
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上